

# 平成24年度会務運営方針及び事業計画

## 第1 運営方針

国は、地方分権改革を推進するため、昨年、第1次一括法及び第2次一括法を制定し、義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲を実施したところである。

こうした動向は、我々の果たす役割をさらに高めるところであり、各自治体は、自己責任の下に各種施策について自ら選択するとともに、車の両輪の一方を担う各町議会の役割・責務も、なお一層、重要性を増すことになる。

この時に当たり、本会は決意を新たにその使命を深く自覚し、9町議会が一丸となって、新たな地方の時代に相応しい地方自治の振興発展に寄与するため、系統議長会その他関係団体との連絡協調を密にし、政務活動・議員研修の充実をはじめ、会務の適正効率的な執行を期するものとする。

## 第2 事業計画

上記運営方針に基づき、次の事業を実施する。

### 記

#### 1. 会 議

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 定 例 会     | 必要に応じ |
| (2) 臨 時 会     | 必要に応じ |
| (3) 監 事 会     | 1 回   |
| (4) 正 副 会 長 会 | 必要に応じ |
| (5) 事務局長会議    | 1 回   |

#### 2. 研 修 会

##### (1) 第1回議員研修会

日時・会場	7月上旬 会場は未定
対 象	町議会議員及び議会事務局長等
講 師	未定

##### (2) 第2回議員研修会

(第53回四国地区町村議会議長会研修会と合同開催)

日時・会場	11月6日(火)高松市「アルファーあなぶき」
対 象	町議会議員及び議会事務局長等
講 師	未定

(3) 議長研修

市町村アカデミー(千葉市)または国際文化アカデミー(大津市)  
実施日は未定

(4) 職員研修 議会運営上の疑義に関する実務研修会 1回

3. 政務活動

- (1) 町振興のための要望実現運動の実施
- (2) 系統議長会その他関係団体との連絡協調
- (3) 「町会報えひめ」の発行
- (4) ホームページの充実
- (5) 町村議会実態調査の実施及び情報連絡
- (6) 優良議会、自治功労者、優良職員の表彰

4. 福利厚生

- (1) 町村議会議員共済事業の推進
- (2) 全国町村議会議員団体補償制度に対する協力

5. その他

- (1) 議長相互の協調及び情報連絡事業の積極的推進
- (2) 議会運営上の疑義についての照会に対する対応
- (3) その他本会の目的達成のため必要と認められる事業